

留萌市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に基づき、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は、適切な事業実施体制が確保できると認められる者（以下「事業者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業の内容)

第3条 市は、対象家庭を訪問し、家庭の状況に合わせ、次に掲げる内容を実施するものとする。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除等）
- (2) 育児及び養育支援（育児のサポート等）
- (3) 子育て等に関する不安、悩み等の傾聴、相談及び助言
- (4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者及び児童の状況又は養育環境の把握並びに市への報告

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市に居住し、児童、保護者又は妊婦からの相談、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供、相談等により把握され、事業による支援が必要であると市長が認めた次に掲げる者（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 要保護児童、要支援児童の保護者又はそれに該当するおそれのある児童の保護者
- (2) 特定妊婦等、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (3) その他、市長が本事業による支援が必要と認める者（ヤングケアラー等を含む。）

(利用の申請及び決定)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、留萌市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用を決定するときは留萌市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書（別記様式第2号）により、利用申請を却下するときは留萌市子育て世帯訪問支援事業利用却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が前条に定める要件に該当しなくなったとき又は虚偽その他不正な手段による事業の利用及びその他事業を利用させることが不適切であると認めるときは、事業の利用決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消したときは、留萌市子育て世帯訪問支援事業利用決定取消通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、事業の利用開始に当たり、事業を委託する事業者に対して、留萌市子育て世帯訪問支援事業委託通知書（別記様式第5号）により通知する。

（利用勧奨）

第6条 市長は、法第21条の18第1項に規定する家庭支援事業の利用勧奨について、口頭による通告又は文書による通知によって行うものとする。

（措置による事業の利用）

第7条 市長は、法第21条の18第2項に規定する措置による事業の利用を決定するに当たり、事前に留萌市子育て世帯訪問支援事業措置による利用同意書（別記様式第6号）により、支援対象者から同意を得なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する措置による事業の利用を決定した場合、支援対象者に留萌市子育て世帯訪問支援事業措置による利用決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（支援計画の作成）

第8条 市長は、必要に応じ関係機関から対象世帯の情報収集等を行い、あらかじめ当該家庭の養育状況を把握するとともに、申請者からの相談を踏まえ、支援目標や支援内容、利用期間や回数の見込み等を定めた支援計画を作成し、当該家庭に関する必要な情報を事業者に提供する。

（費用の負担）

第9条 利用者は、別表に定める区分により、決定を受けた時間数に応じて事業に要する費用の一部を負担するものとする。

- 2 第7条に規定する措置による事業の利用に該当する場合は、費用は無料とする。
- 3 利用者は、別表に定める利用者負担額を、市長が発行する納入通知書により市長の指定する期日までに納入するものとする。

4 市長は、利用者負担額を月単位で請求するものとする。

(訪問支援員の要件)

第10条 訪問支援員は、次のいずれの要件も満たす者とする。

(1) 家事または育児を適切に実行する能力を有する者

(2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(訪問支援の実施期間)

第11条 事業の実施期間は、原則として支援開始日より6か月以内とする。

(委託料の請求及び支払)

第12条 事業者は、委託料を請求する場合には、留萌市子育て世帯訪問支援事業活動実績報告書（別記様式第8号）及び留萌市子育て世帯訪問支援事業請求書（別記様式第9号）により、各月分を翌月10日までに市長に提出するものとする。

2 市長は前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業者に委託料を支払うものとする。

(支援の継続又は終了)

第13条 市長は、利用者の意向や事業者からの報告内容を踏まえ、当該家庭の養育状況や支援目標の到達度等を勘案し、前回の支援計画の作成から3か月以内に支援計画の見直しを行い、支援の継続または終了の決定を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第 9 条関係）

世帯区分	利用者負担額	
	訪問支援費 （1 時間当たり）	交通費等 （1 回当たり）
生活保護世帯	0 円	0 円
市民税非課税世帯	0 円 （年間 9 6 時間を超えた 場合、3 3 0 円）	0 円 （年間 9 6 時間を超えた 場合、2 0 0 円）
市民税所得割課税額 7 7，1 0 1 円未満世帯（年収 3 6 0 万円 未満相当）	0 円 （年間 4 8 時間を超えた 場合、6 6 0 円）	0 円 （年間 4 8 時間を超えた 場合、4 0 0 円）
その他の世帯（一般課税世帯）	1，6 5 0 円	1，0 0 0 円
市が利用措置決定した世帯	0 円	0 円

留萌市子育て世帯訪問支援事業 利用申請書

留萌市長 様

留萌市子育て世帯訪問支援事業について、以下のとおり利用を申請します。

記

（訪問支援員による家事・子育て等の支援）

1 希望する利用期間と時間帯等

＜希望する利用期間＞

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

＜希望する曜日・時間帯等＞

2 支援の内容

＜家事支援＞

食事の準備 ・ 洗濯 ・ 掃除 ・ その他（ ）

＜育児・養育支援＞

育児のサポート ・ その他（ ）

3 備考

支援の実施に必要となる個人情報に関し、市と訪問支援員派遣事業所が共有するとともに、利用者負担額の算定のために必要がある時は、市が課税台帳を閲覧することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名
電話番号

別記様式第2号（第5条関係）

留萌市子育て世帯訪問支援事業 利用決定通知書

号
年 月 日

様

留萌市長

令和 年 月 日付けで申請のあった留萌市子育て世帯訪問支援事業の利用について、以下のとおり決定したので通知します。

記

1 利用期間と時間帯等（予定）

年	月	日（	）から	年	月	日（	）まで
毎週	曜日	時	分より	時間			
毎週	曜日	時	分より	時間			
その他（							）

2 支援の内容

<家事支援>	
食事の準備	・ 洗濯 ・ 掃除 ・ その他（
）	
<育児・養育支援>	
育児のサポート	・ その他（
）	

別記様式第3号（第5条関係）

留萌市子育て世帯訪問支援事業 利用却下通知書

号

年 月 日

様

留萌市長

令和 年 月 日付けで申請のあった留萌市子育て世帯訪問支援事業の利用について、却下したことを通知します。

記

却下する理由

--

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、留萌市（訴訟において留萌市を代表する者は、市長となります。）を被告として、旭川地方裁判所に対して処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第4号（第5条関係）

留萌市子育て世帯訪問支援事業 利用決定取消通知書

号

年 月 日

様

留萌市長

令和 年 月 日付けで決定しました留萌市子育て世帯訪問支援事業の利用について、利用の決定を取り消すこととしたので通知します。

記

利用決定取消理由

--

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、留萌市（訴訟において留萌市を代表する者は、市長となります。）を被告として、旭川地方裁判所に対して処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第5号（第5条関係）

留萌市子育て世帯訪問支援事業 委託通知書

号
年 月 日

様

留萌市長

以下の対象者に対し、留萌市子育て世帯訪問支援事業の支援を決定いたしましたので、留萌市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の規定に基づき、これを通知いたします。

記

1 訪問家庭

対象者（保護者）						
住 所 電話番号						
世帯 の 状 況	続柄	氏 名	性別	生年月日	年齢	職業（勤務先）、 就園及び就学先（学年）

2 利用期間と時間帯等

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
毎週 曜日 時 分より 時間
毎週 曜日 時 分より 時間
その他（ ）

3 支援の内容

＜家事支援＞

食事の準備 ・ 洗濯 ・ 掃除 ・ その他（ ）

＜育児・養育支援＞

育児のサポート ・ その他（ ）

4 自己負担額 円

別記様式第6号（第7条関係）

留萌市子育て世帯訪問支援事業 措置による利用同意書

留萌市長 様

留萌市子育て世帯訪問支援事業について、以下のとおり措置による利用を行うことに同意します。

記

（訪問支援員による家事・子育て等の支援）

1 希望する利用期間と時間帯等

＜希望する利用期間＞

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

＜希望する曜日・時間帯等＞

2 支援の内容

＜家事支援＞

食事の準備 ・ 洗濯 ・ 掃除 ・ その他（ ）

＜育児・養育支援＞

育児のサポート ・ その他（ ）

3 備考

支援の実施に必要となる個人情報に関し、訪問支援員派遣事業所と共有することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名
電話番号

別記様式第7号（第7条関係）

留萌市子育て世帯訪問支援事業 措置による利用決定通知書

号
年 月 日

様

留萌市長

令和 年 月 日付けで同意のあった留萌市子育て世帯訪問支援事業について、
以下のとおり措置による利用を決定したので通知します。

記

1 利用期間と時間帯等（予定）

年	月	日（	）	から	年	月	日（	）	まで
毎週	曜日	時	分より	時間					
毎週	曜日	時	分より	時間					
その他（									）

2 支援の内容

<家事支援>	
食事の準備	・ 洗濯 ・ 掃除 ・ その他（
）	
<育児・養育支援>	
育児のサポート	・ その他（
）	

<裏面有>

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、留萌市（訴訟において留萌市を代表する者は、市長となります。）を被告として、旭川地方裁判所に対して処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第8号（第12条関係）

留萌市子育て世帯訪問支援事業 活動実績報告書

留萌市長 様

年 月 日

受託事業者

留萌市子育て世帯訪問支援事業について、以下のとおり訪問支援員の派遣による支援を実施しましたので、留萌市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第11条の規定に基づきこれを報告します。

1 実施内容

訪問先氏名				
訪問先住所				
訪問年月日	利用内容 (前日17時以降の キャンセル含む)	利用時間		
		開始時間	終了時間	利用時間
		時 分	時 分	時間 分
		時 分	時 分	時間 分
		時 分	時 分	時間 分
		時 分	時 分	時間 分
		時 分	時 分	時間 分
		時 分	時 分	時間 分
		時 分	時 分	時間 分
		時 分	時 分	時間 分
合 計				時間 分

※実施内容・家庭の状況等について、別紙資料（任意様式）を添付すること。

2 委託料

訪問支援費	(円) × (時間) = 円
-------	------------------

